

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成28年3月31日(2016.3.31)

【公開番号】特開2015-101461(P2015-101461A)

【公開日】平成27年6月4日(2015.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2015-036

【出願番号】特願2013-244514(P2013-244514)

【国際特許分類】

B 6 6 B 29/00 (2006.01)

B 6 6 B 31/00 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 29/00 Z

B 6 6 B 31/00 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月10日(2016.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一方の乗降口と他方の乗降口との間を移動する無端状に連結された複数の踏板と、前記踏板の両側に設けられた欄干と、前記欄干上を前記踏板と同期して移動する移動手すりと、前記踏板と前記移動手すりの運転とこれに伴う警報の報知、及び運転の停止を操作する警報スイッチ、上昇スイッチ及び下降スイッチ、及び停止スイッチと、保守モードへの切り替えを行う保守スイッチと、前記踏板や前記移動手すりを駆動する駆動装置と、警報を報知する警報装置と、各スイッチからのオン操作及びオフ操作の信号が入力され、前記駆動装置及び前記警報装置に駆動制御信号を出力する制御装置とを備えた乗客コンベアにおいて、

前記制御装置は、前記保守スイッチによって保守モードに設定された状態で前記警報スイッチがオン操作された時に警報を報知し、前記警報スイッチをオン操作した状態で、これに続いて前記上昇スイッチ又は前記下降スイッチがオン操作された場合に限り正規の操作手順と判断して、前記上昇スイッチ又は前記下降スイッチがオン操作された運転方向へ前記踏板と前記移動手すりの運転を開始することを特徴とする乗客コンベア。

【請求項2】

請求項1において、

前記制御装置は、前記警報スイッチがオフ状態からオン状態に変化した場合に限り前記警報スイッチが正規に操作されたと判断することを特徴とする乗客コンベア。

【請求項3】

請求項1又は請求項2において、

前記制御装置は、前記警報スイッチをオン操作すると警報を報知し、前記上昇スイッチ又は前記下降スイッチをオン操作すると警報の報知を停止すると共に、前記踏板と前記移動手すりの運転を開始することを特徴とする乗客コンベア。

【請求項4】

請求項1又は請求項2において、

前記制御装置は、前記警報スイッチをオン操作すると警報を所定時間に亘って報知し、警報の報知中に前記上昇スイッチ又は前記下降スイッチをオン操作した場合は、警報の報

知が終了した時点で前記踏板と前記移動手すりの運転を開始することを特徴とする乗客コンベア。

【請求項 5】

請求項 1 乃至請求項 4 のいずれか1 項において、

前記制御装置は、前記警報スイッチのオン操作の前、或いはオン操作時に前記上昇スイッチ又は前記下降スイッチの信号がオン状態である場合は、正規の操作手順でないと判断して前記踏板と前記移動手すりの運転を開始しないことを特徴とする乗客コンベア。

【請求項 6】

請求項 1 乃至請求項 5 のいずれか1 項において、

前記制御装置は、前記警報スイッチのオン操作が所定時間だけ継続され、この所定時間が経過した後に前記上昇スイッチ又は前記下降スイッチがオン操作された場合は、正規の操作手順でないと判断して前記踏板と前記移動手すりの運転を開始しないことを特徴とする乗客コンベア。

【請求項 7】

請求項 1 乃至請求項 6 のいずれか1 項において、

前記制御装置は、前記上昇スイッチと前記下降スイッチからの信号が両方ともオン状態である場合は、正規の操作手順でないと判断して前記踏板と前記移動手すりの運転を開始しないことを特徴とする乗客コンベア。

【請求項 8】

請求項 1 乃至請求項 7 のいずれか1 項において、

前記制御装置は、前記停止スイッチがオン操作された場合はこの停止操作を優先し、前記踏板と前記移動手すりが停止中であれば運転を開始せず、前記踏板と前記移動手すりが運転中であれば運転を停止することを特徴とする乗客コンベア。

【請求項 9】

請求項 1 乃至請求項 8 のいずれか1 項において、

前記制御装置は、前記警報スイッチと前記上昇スイッチ又は下降スイッチをオン操作した状態から前記上昇スイッチ又は前記下降スイッチをオフ操作して前記踏板と前記移動手すりの運転を停止した後に、前記警報スイッチのオン操作を継続したままで再度前記上昇スイッチ又は前記下降スイッチをオン操作した場合は、正規の操作手順でないと判断して前記踏板と前記移動手すりの運転を開始しないことを特徴とする乗客コンベア。

【請求項 10】

請求項 1 乃至請求項 9 のいずれか1 項において、

前記警報スイッチ、前記停止スイッチ、前記上昇スイッチ又は下降スイッチは前記一方の乗降口付近に配置した第 1 の操作盤と、前記他方の乗降口付近に配置した第 2 の操作盤に設けられており、

前記制御装置は、前記第 1 の操作盤に設けられた前記警報スイッチ、前記上昇スイッチ又は下降スイッチの操作と、前記第 2 の操作盤に設けられた前記警報スイッチ、前記上昇スイッチ又は下降スイッチの操作については個別にその操作の状態を判断すると共に、前記第 1 の操作盤及び前記第 2 の操作盤に設けられた夫々の前記停止スイッチの操作は前記第 1 の操作盤及び前記第 2 の操作盤に共通してその操作状態を判断し、前記第 1 の操作盤、或いは前記第 2 の操作盤のいずれかの前記停止スイッチがオン操作された場合は、前記踏板と前記移動手すりが停止中であれば運転を開始せず、前記踏板と前記移動手すりが運転中であれば運転を停止することを特徴とする乗客コンベア。